

渋川市教育・保育施設における
事故防止の取組み及び事故発生時の対応に関する
ガイドライン

Ver.4

令和4年3月策定	Ver.1
令和4年9月改定	Ver.2
令和5年3月改定	Ver.3
令和6年1月改定	Ver.4

渋川市

目 次

第1章 総則

- 1 ガイドラインの目的
- 2 教育・保育中の事故を取り巻く現状
 - (1) 全国における教育・保育中の事故実態
 - (2) 教育・保育中の事故対策ガイドライン等
 - (3) 教育・保育施設における事故対策指針の整備
- 3 渋川市の課題

第2章 事故防止の取組み

- 1 事故防止の基本的取組み
 - 安全点検、危険確認、健康観察、人数確認、安全観察
 - 安全指導、特別配慮、想定訓練、食品衛生、体制構築
- 2 事故が起こりやすい場面
 - 睡眠
 - プール・水遊び
 - 園外活動
 - バス送迎
 - 食事

第3章 事故発生時の対応

- 1 重大事故の対応
- 2 重大事故以外の対応

巻末様式

- | | |
|---------|-----------------------|
| 標準様式第1号 | 年齢別対応事故防止チェックリスト |
| 標準様式第2号 | ヒヤリ・ハット報告書 |
| 標準様式第3号 | 睡眠観察表 |
| 標準様式第4号 | 園外活動の計画・記録書 |
| 標準様式第5号 | 給食衛生日誌 |
| 標準様式第6号 | 給食衛生定期点検表 |
| 標準様式第7号 | 食物アレルギー対応調査表 |
| 標準様式第8号 | 事故状況記録書 |
| 指定様式第1号 | 教育・保育施設等事故報告書 |
| 指定様式第2号 | 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 |

第1章 総則

1 ガイドラインの目的

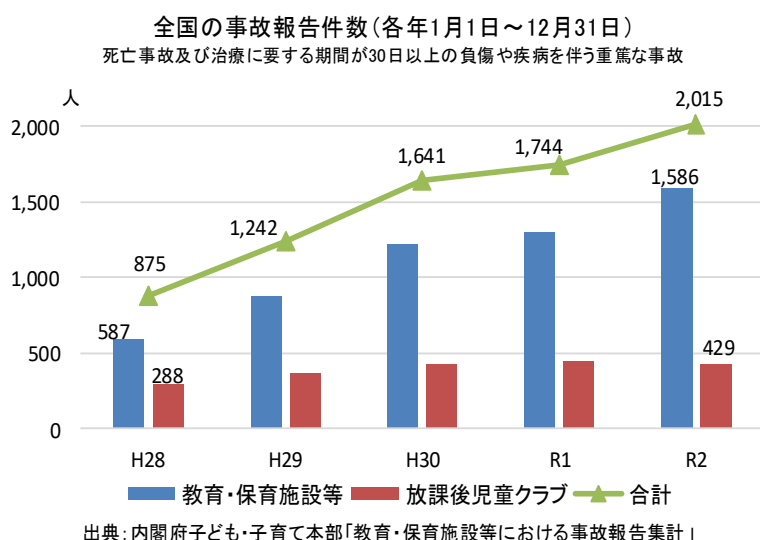
渋川市教育・保育施設における事故防止の取組み及び事故発生時の対応に関するガイドライン（以下「渋川市ガイドライン」という。）は、渋川市教育・保育施設が事故防止の取組み及び事故発生時の対応を行うに当たっての標準的かつ統一的な指針として、教育・保育中の子どもの安全確保に万全を期することを目的とします。

渋川市ガイドラインの策定では、国（内閣府、文部科学省、厚生労働省）等が示した教育・保育中の複数の事故対策ガイドライン等（以下「国等ガイドライン」という。）を包括的に融合し、かつ、事故が発生しやすい場面（睡眠、プール活動・水遊び、園外活動、バス送迎、食事）等に応じた「事故防止の取組み」及び「事故発生時の対応」の手法を網羅し、実際に行われている施設の実情に応じた事故対策の手法も参考にしました。

2 教育・保育中の事故を取り巻く現状

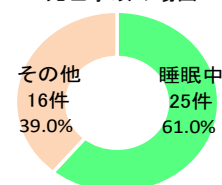
（1） 全国における教育・保育中の事故実態

教育・保育中の子どもが死亡に至る大変痛ましい事案が全国的に年々増加



	睡眠中	その他	計
H28	7	6	13
H29	5	3	8
H30	8	1	9
R1	4	2	6
R2	1	4	5
計	25件	16件	41件
割合	61.0%	39.0%	

死亡事故の場面



※教育・保育施設とは、保育所、認定こども園、幼稚園等で
小中学校は含まれない。

※その他の内訳：プール活動・
水遊び中、食事中等

全国では、教育・保育の実施中において、子どもが死亡に至るなどの大変痛ましい事案が相次いで発生し、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故は、年々増加しています。

睡眠中は、うつ伏せ寝などによる窒息リスクが高く、死亡事故の場面として多く見られるため、特段の注意が必要です。

子どもが成長していく過程でケガや事故が一切発生しないことは現実的には考えにくく、施設内の遊具、文具、玩具、器具なども関与して、切り傷、捻挫、打撲などの国の報告に至らない事案は、潜在的に多く存在すると考えられます。

(2) 教育・保育中の事故対策ガイドライン等

重篤事案と連動した国等ガイドラインは内容が複数に分散化

国等が示した教育・保育中の事故対策ガイドライン等 (令和4年3月時点)	対象施設					主な対象場面					明示	
	保育所	認定こども園			幼稚園	睡眠	プール 水遊び	園外 活動	送迎 バス	食事	事故防止 取組み	事故発生 対応
		保育所型	幼保連携型	幼稚園型								
1 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
2 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】	○	○	○	○	○							○
3 保育所保育指針	○	○				○	○			○	○	○
4 保育所保育指針解説	○	○				○	○	○		○	○	○
5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領			○			○	○			○	○	○
6 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説			○			○	○			○	○	○
7 学校の危機管理マニュアル作成の手引き			○	○	○		○	○	○	○	○	
8 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育			○	○	○		○	○	○	○	○	
9 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	○	○								○	○	○
10 学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン			○	○	○					○	○	
11 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン			○	○	○					○	○	○
12 社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について	○	○	○							○	○	
13 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	○	○	○							○	○	
14 大量調理施設衛生管理マニュアル	○	○	○							○	○	
15 保育所等における園外活動時の留意事項について	○	○						○			○	
16 認定こども園における園外活動時の留意事項について		○	○	○				○			○	○
17 教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	○	○	○	○	○		○				○	
18 保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について	○	○	○	○	○			○	○		○	
19 特定教育・保育施設等における事故の報告等について	○	○	○	○	○							○
20 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について	○	○	○	○	○							○

『事故防止の取組み』の手法					『事故発生時の対応』の手法			
施設	指針整備	計画策定、マニュアル作成	想定訓練	事故の想定訓練	施設	直後対応	応急処置、救急通報、現状保存	
	安全点検	施設内の安全点検・環境改善・環境管理	食品衛生	食品の衛生管理		記録報告	状況記録、自治体報告	
	危険確認	施設外の危険確認	体制構築	保護者・関係機関との連携		状況説明	保護者・報道機関の対応	
	健康観察	園児の健康観察		施設従事者の共通理解・情報共有・複数対応		精神配慮	園児・保護者の精神保健配慮	
	人数確認	園児の場面変化等時の人数確認		施設従事者の救急対応等の技能向上	共通	保育継続	他の園児の保育継続	
	安全観察	園児の動静把握・危険排除・安全観察		ヒヤリ・ハットの事例収集・要因分析		事後検証	再発防止の事後検証	
	安全指導	園児・保護者の安全指導	自治体	事故発生時の役割分担設定	自治体	助言指導	対応の助言・指導	
	特別配慮	園児の特別配慮の対応				国報告	重大事故の国報告	

国等が示した教育・保育中の国等ガイドラインは、事故が発生しやすい場面等を想定した事故防止の取組み及び迅速かつ適切な事故発生時の対応に資する手法が明示されています。

国等ガイドラインは、実際の重篤な事案の発生と連動して、複数の策定又は発出がなされているため、取組みや対応が分散化し、一部重複する部分もあります。

教育・保育施設及び地方自治体は、原則として、国等ガイドラインに基づいた対応を行うとともに、実情に即して、子どもの安全を確保するために必要な最大限の対応が求められます。

(3) 教育・保育施設における事故対策指針の整備

渋川市教育・保育施設ごとに定めている事故対策指針は 総括的な補完による内容の更なる充実が必要

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
(平成26年4月30日内閣府令第39号)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

渋川市教育・保育施設における事故対策指針の整備状況 (令和4年3月時点)			指針整備		主な対象場面							国等が示した教育・保育中の事故対策ガイドライン等																	
												『事故防止の取組み』の手法										『事故発生時の対応』の手法							
												事故防止	事故発生	睡眠	プール水遊び	園外活動	バス送迎	食事	安全点検	危険確認	人数確認	安全観察	安全指導	特別配慮	想定訓練	設備整備	食品衛生	連携体制	組織体制
保育所	公立	第一保育所	○	○						○	○		○	○					○	○	○	○	○		○	○			
		第四保育所	○	○						○	○		○	○					○	○	○	○	○		○	○			
		第五保育所	○	○						○	○		○	○					○	○	○	○	○		○	○			
		渋川こぼと保育園	○				○		○	○	○	○	○	○					○										
		行幸田保育園	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○			
	民間	コスモス保育園	○			○	○			○	○																		
		パンジー保育園	○				○			○	○		○	○						○	○								
		中村保育園	○	○	○															○	○	○							
		たんぽぽ保育園	○																	○									
		ひばり保育園	○		○															○									
	北橋保育園	○		○															○										
認定こども園	公立	伊香保こども園	○	○						○	○		○	○					○	○	○		○		○	○			
		かに石こども園	○								○		○			○				○	○								
	民間	半田こども園	○								○	○			○		○	○		○	○								
		白ばら幼稚園	○	○			○			○				○		○				○	○	○	○	○					
		渋川大島幼稚園	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○								
幼稚園	公立	渋川幼稚園	○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	○			○			
		こもち幼稚園	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○						
		赤城幼稚園	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○			
		北橋幼稚園	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○			
該当施設数			20	12	4	7	10	1	7	16	14	7	11	15	2	9	5	4	15	19	11	10	10	1	5	8			
20施設中の該当施設数割合			100%	60%	20%	35%	50%	5%	35%	80%	70%	35%	55%	75%	10%	45%	25%	20%	75%	95%	55%	50%	50%	5%	25%	40%			

平成26年4月に内閣府が定めた「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」では、教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するために、事故発生の防止のための指針（以下「事故対策指針」という。）の整備、体制の整備、定期的な研修、関係者への連絡、事故の記録及び損害の賠償を行うこととされました。

渋川市教育・保育施設では、20施設全てで事故防止に係る事故対策指針を整備していますが、その詳細度合には相当な差異があり、国等ガイドラインにおいて求める『事故防止の取組み』及び『事故発生時の対応』の手法を網羅した施設はありません。

事故対策指針は、教育・保育施設が整備するものですが、全国の自治体（新潟市、愛知県知多市など）には、教育・保育施設に対する技術的助言となる事故対策指針を整備しているケースがあります。

3 渋川市の課題

渋川市の課題は、教育・保育中の事故を取り巻く現状（全国における教育・保育中の事故実態、教育・保育中の事故対策ガイドライン等、教育・保育施設における事故対策指針の整備）を踏まえ、『渋川市教育・保育施設において子どもたちを事故から守る対策の徹底』とします。

教育・保育中の子どもが死亡に至る 大変痛ましい事案が全国的に年々増加

教育・保育中は、施設内の遊具や文具などの関与による切り傷や捻挫などのケガが潜在的に多く存在すると考えられ、睡眠やプール活動などにおいて、子どもが死亡に至るなどの大変痛ましい事案が相次いで発生し、全国的に年々増加しています。特に、睡眠中は、窒息リスクが高く注意が必要な場面となっています。

教育・保育中の事故を取り巻く現状

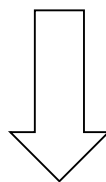


重篤事案と連動した国等ガイドラインは 内容が複数に分散化

国等が示した教育・保育中の事故対策ガイドライン等は、事故が発生しやすい場面等を想定した事故防止の取組み及び事故発生時の対応に資する手法が明示されていますが、実際の重篤な事案の発生と連動して、複数の策定又は発出がなされているため、取組みや対応が分散化しています。

渋川市教育・保育施設ごとに定めている事故対策指針は 総括的な補完による内容の更なる充実が必要

渋川市教育・保育施設は、内閣府が定めた基準に従い、事故の発生又はその再発を防止するための指針を施設ごとに整備していますが、その詳細度合には相当な差異があり、国等が示した教育・保育中の事故対策ガイドライン等において求める『事故防止の取組み』及び『事故発生時の対応』の手法を網羅した施設はありません。



渋川市教育・保育施設において子どもたちを事故から守る対策の徹底

第2章 事故防止の取組み

1 事故防止の基本的取組み

教育・保育施設における事故防止の基本的取組みには、安全点検、危険確認、健康観察、人数確認、安全観察、安全指導、特別配慮、想定訓練、食品衛生、体制構築があります。

事故防止の基本的取組み		安全点検	危険確認
健康観察	人数確認	安全観察	安全指導
特別配慮	想定訓練	食品衛生	体制構築

安全点検 施設内の安全点検・環境改善・環境管理 【標準様式第1号の活用】

施設内（建物内外）の安全点検を定期的実施し、点検結果を施設従事者間で共有するとともに、点検結果を踏まえ、必要に応じて速やかに修繕又は取替などの必要な環境の改善を行い、施設内の遊具及び器具などの保育用品の管理や収納及び空調などの付帯設備の管理、換気をしつつ施設に合わせた室内の適切な温度及び湿度の管理、常に室内を清潔に保つ衛生管理を徹底します。

危険確認 施設外の危険確認 【標準様式第1号の活用】

日常的に集団で移動する経路や公園などの目的地を予め確認して、車両との接触危険度が高い場所（車道又は歩道が狭い、スピードを出す車又は地域交通量が多い）、予測不能な危険が潜む場所（見通しが悪い）、工事場所及び触るとケガの要因となる植栽を把握します。

健康観察 園児の健康観察 【標準様式第1号の活用】

登園時、活動中及び活動前後において、園児の体調（体温、咳、鼻汁など）の変化を注意深く健康観察します。

人数確認 園児の場面変化等時の人数確認 【標準様式第1号の活用】

主に、プール・水遊び、園外活動及びバス送迎において、活動中に加えてその前後及びバス送迎の出発と到着の場面変化時に、園児の人数確認を複数で行うことを徹底します。

安全観察 園児の動静把握・危険排除・安全観察 【標準様式第1号の活用】

施設従事者の連携を密にして、一人一人の園児の動静を常に把握し、危険の排除に加えて安全観察の空白時間が生じないようにします。

安全指導 園児・保護者の安全指導

【標準様式第1号の活用】

子どもの発達に応じた適切な安全指導を日常的に行い、園児自身が安全及び危険を認識できるようにします。

交通安全に関するマナー及びルールへの遵守、食物アレルギーの正しい知識の習得などに関して、保護者に対する適切な安全指導を行います。

特別配慮 園児の特別配慮の対応

【標準様式第1号の活用】

心身に障害（疑い）のある又はアレルギー疾患を有する特別な配慮を要する園児に対して、特に注意を払い、施設従事者間の共通理解の下で組織的に対応します。

想定訓練 事故の想定訓練

事故（思いかけず起こった悪い出来事）が発生しやすい場面（睡眠、プール活動・水遊び、食事、園外活動、バス送迎）において事故の発生を想定した訓練を定期的に行い、重篤な事故にも対応にできるようにしておきます。

食品衛生 食品の衛生管理

加熱調理食品の十分な加熱や調理前後の食品の衛生管理及び温度管理を徹底します。
適正な食品及び用具の管理により、加熱調理食品及び非加熱調理食品の二次汚染防止を徹底します。

体制構築 保護者・関係機関との連携

事故に備えて保護者及び関係機関（消防、警察、医療機関など）が連携し、かつ、協力する体制を整えておきます。

施設従事者の共通理解・情報共有・複数対応

施設従事者が事故防止の取組みに対する共通理解の下で、情報を共有し、事故発生に対して複数で対応できる体制を整えておきます。

施設従事者の救急対応等の技能向上

園児の安全確保に関する研修に積極的に参加して、必要な知識の習得に加えて救急処置（心肺蘇生、気道内異物除去、AED使用、エピペン使用など）の方法を習得し、事故発生又はその再発を防止できるよう施設従事者の救急対応等の技能を向上します。

ヒヤリ・ハットの事例収集・要因分析

【標準様式第2号の活用】

保育中に生じたヒヤリ・ハット（一瞬息をのむような緊張感を覚え、恐怖感を感じる出来事（事故に至らず））事例の収集及び蓄積により要因の分析を行って、必要な対策を速やかに講じます。

事故発生時の役割分担設定

事故発生時において迅速かつ複数で対応するために予め応急処置、救急処置、救急要請、医療機関への同行、状況記録及び関係者連絡などの想定される行動の役割分担を決めておきます。

2 事故が発生しやすい場面

睡眠



事故防止の取組みの視点

- ① 窒息及び誤飲の未然防止
- ② 定時（こまめ）に安全観察
- ③ 人と ICT によるダブルチェックの検討

事故防止の取組みの手法

■ 睡眠前

- 口の中に異物や手に握っているものがないかを確認します。
- 敷き布団は、硬めの物を使用します。
- めいぐるみは手の届くところに置かないようにします。
- ヒモやコードなどの巻き付くものをそばに置かないようにします。
- 子どもの顔が見える仰向けに寝かせます（医学的な理由で医師からうつ伏せ寝を勧められている場合を除く）。

■ 睡眠中

【標準様式第3号の活用】

- 園児の状態（体位、呼吸、顔色）を定時（こまめ）に観察します。
- 園児が睡眠している部屋を離れないようにします（離れる場合は他の者と交代する）。
- 寝返りの状態を確認し、うつ伏せ寝を仰向けにします。
- 安全性の向上に加えて、施設従事者の負担軽減や記録業務の効率化の効果も期待できる睡眠チェック機器の導入を検討します。

プール・水遊び



事故防止の取組みの視点

- ① 監視者による監視の専念
- ② 監視者及びプール指導者の明確な役割分担
- ③ 時間に余裕をもったプール活動

事故防止の取組みの手法

■ 活動前

- 活動の内容、時間帯、時間配分は、園児の体調や生活リズムなど、安全性を考慮して決めます。
- 園児に、「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない、用を頼まない、一緒に遊んだりできないこと」を知らせておきます。
- プール全体を見渡すことができる場所（プールサイド）を確認し、事前に監視に立つ場所を決めておきます。
- 監視者は、必ず園児より先にプールへ行き、監視が始められるような状態になってから園児を迎えます。
- 監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者〈施設従事者の人員に余裕がない時は、保護者に協力を求めることも検討〉とプール指導を行う者を分けて配置します。
- 複数人で監視する時は、担当エリアを決めます。
- 監視者は、目立つ色の帽子やビブスなどを着用して周囲からも監視者であることが分かるようにします。
- 十分な監視体制の確保が出来ない場合は、プールの活動の中止を検討します。



■ 活動中

- 監視者は監視に専念します。
- プール内外で園児が困っているのを見つけても、ケガや事故につながる緊急時以外は他の施設従事者に知らせるだけにとどめ、監視を続けます。



- 集中力を保つためにできるだけ定期的に監視を交代します。
- 監視を交代する時も、園児から目を離さないようにし、次の監視役の施設従事者にその場で簡単な引き継ぎ事項を伝えます。
- 監視場所の近くや、浅い場所など一般的に安全と思われる場所も監視がおろそかにならないように注意します。
- 規則的に視線を動かしながら監視し、動かない園児や不自然な動きをしている園児がいないか確認します。
- 時間の余裕をもってプール活動を行います。

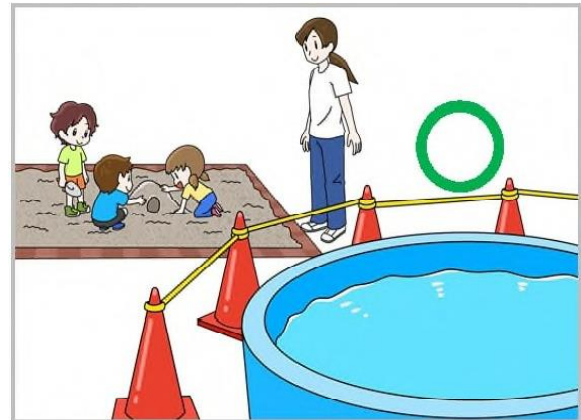
■ 活動後

- 監視者は、園児全員が退水するまでその役割を全うします。
- 園児全員の退水後、再度プールに目をやり、指さし確認をして水の中に残っている園児がいないかを確認します。

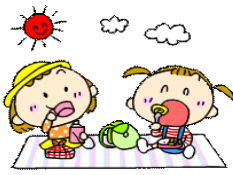


■ プール活動外

- プール活動・水遊びの時間以外は、プールに近づかないよう園児に指導します。
- 入口に鍵をかける、柵を設けるなど園児がプールに近づくことができないよう対策をします。
- 活動後すぐ水を抜くのも有効ですが、その場合は水がなくなったことを確認します。



園外活動



事故防止の取組みの視点

- ① 危険の把握及び情報の共有
- ② 計画及び記録
- ③ 安全の徹底及び行動の予測

事故防止の取組みの手法

■ 危険確認

- 日常的に集団で移動する経路や公園などの目的地を予め確認して、車両との接触危険度が高い場所（車道又は歩道が狭い、スピードを出す車又は地域交通量が多い）、予測不能な危険が潜む場所（見通しが悪い）、工事場所及び触るとケガの要因となる植栽を把握します。

■ 計画及び記録

【標準様式第4号の活用】

- 園外活動では、期日、天気、時間（出発・帰園）、人数（出発・帰園）、引率者（氏名、列の位置、携帯電話番号）、散歩車チェック、体調不良チェック、携行品（救急用品、防犯ブザー、筆記用具、園児の水筒など）、目的地（現地状況）、経路図（危険箇所の明示）を計画又は確認し、ケガ・事故が生じた時は、その状況も記録します。

引率者の心得

- ◇歩道又はガードレールや外側線の内側を歩く。
- ◇列の前後（加えて人数に応じて列中）を歩く。
- ◇園児より車道側を歩く。
- ◇交差点、歩道の切れ目、曲がり角、一時停止場所は一時停止（車道から離れた位置）する。
- ◇道路や踏切の横断時は、引率者の位置、園児の列、横断時間に注意する。
- ◇散歩車の使用は、指、腕、頭を挟んだりぶついたりしないように注意し、停車時にはブレーキをかける。
- ◇自動車や自転車とすれ違う際は、止まって待つ。
- ◇歩行者とすれ違う際は、歩行者が手などに持っているもの（傘、鞆、たばこなど）に接触する可能性に注意する。
- ◇危険物、障害物、不審者に注意する。
- ◇駐車中の車両、動植物、落ちていたゴミなどに園児が触れる可能性に注意する。
- ◇階段昇降時には、状況に応じて園児同士がつないでいた手を離し、個々のペースで昇降できるようにする。

バス送迎



事故防止の取組みの視点

- ① 出発前の安全確認
- ② 施設従事者の添乗
- ③ 園児の乗降車の確認

事故防止の取組みの手法

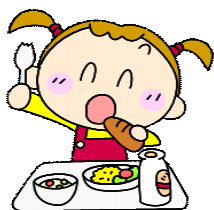
■ 出発前

- 安全装置が正常に作動するか確認します。
- 万が一の事故に備え、園児がクラクションの鳴らし方を身につける機会を設けます。
- 車両の日常点検及び定期点検を確実にを行い、必要な修繕により良好な状態を維持します。
- 走行経路の路面状況及び工事場所などを確認します。
- 運転手の健康状態の確認及びアルコール濃度のチェックを行います。

■ 乗降車確認

- バスには、運転手の他に施設従事者が添乗します。
- 添乗者は、園児の出欠状況及びバスを利用する園児を把握し、園児の乗車及び降車を点呼等で確認し、書面に記録します。

食事



事故防止の取組みの視点

- ① 衛生管理の徹底
- ② 人的エラーの防止
- ③ 調理及び食べさせ方の工夫

事故防止の取組み手法

■ 調理過程の衛生管理

【標準様式第5号の活用】【標準様式第6号の活用】

原材料の受け入れ・下処理段階における管理

- 検収記録の徹底(1年間保管)
- 納入業者における微生物及び理学検証の結果提出(1年間保管)
- 自主管理記録などの確認による食品等事業者の衛生管理体制の確認
- 生鮮食品の使い切り量の当日仕入れ
- 食材の流水洗浄・殺菌(野菜・果物は3回以上、魚介類・食肉類は必要に応じて洗浄)※1

※1 次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)、過酢酸製剤、次亜塩素酸水、食品添加物として使用できる有機酸溶液。(食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守)

二次汚染の防止

- 施設従事者の手指消毒の徹底と使い捨て手袋の適正な交換
 - 原材料の種類別区分保管と調理場外部からの汚染の防止
 - 作業区域の区別
 - 作業区域別・食品種類別・用途別の用具使い分け※1
 - 用具全面（必要により分解）の流水洗浄・殺菌・乾燥・衛生的な保管※2
 - 床面から60cm以上の高さでの調理
 - 加熱調理後食品・非加熱調理食品・調理終了後食品の適正な管理※3
 - 食品製造用水の使用と検査記録
- ※1 木製の用具は使用を控える。
- ※2 殺菌は80℃以上5分間以上の加熱又はノロウイルスを不活化できる塩素系消毒剤やエタノール系消毒剤などで行う。洗浄・殺菌は、原則として全ての食品の搬出後に行う。
- ※3 トッピング用非加熱調理食品は、提供直前にトッピングを行う。

原材料及び調理済み食品の管理

- 定められた保存温度の管理・記録※1
 - 検査の適正な採取・保存・記録（専用用具で食品ごとに50gずつ採取、-20℃以下で2週間以上保存）※2
 - 原材料の速やかな調理
 - 冷凍食品の十分な解凍・加熱
 - 調理工程の段階別温度管理・記録
 - 配送過程・食品受入れ後の温度管理・記録
 - 調理終了後2時間以内の喫食
- ※1 穀類加工品・砂糖・清涼飲料水などは室温、冷蔵食品は10℃以下（液卵は8℃以下、生鮮魚介類は5℃以下）、冷凍品は-15℃以下（凍結卵は-18℃以下）で保存する。
- ※2 原材料は購入したままの状態、調理済み食品は配膳後の状態で、清潔な容器に密封して保存する。

施設設備の構造・管理

- 不潔な施設設備からの完全な区別
- 調理従事者の便所・休憩室・更衣室の適正な設置
- ねずみ・昆虫などの侵入防止の徹底と点検・駆除の実施・記録（1年間保管）
- 手洗い設備・履き物消毒設備の適正な設置
- 作業動線を考慮した用具の設置と異物混入・二次汚染を誘発する物品の排除
- 適当な排水設備の設置とドライシステム又はドライ運用による作業
- 十分な換気と高温多湿の回避（温度25℃以下、湿度80%以下）
- 施設設備の適正な清掃・洗浄・消毒
- 廃棄物の適正な管理
- 専門業者による貯水槽の清掃・記録

加熱調理食品の加熱温度管理

- 中心温度85～90℃で90秒以上の加熱と同等以上の加熱
- 温度・時間の記録

調理従事者などの衛生管理

- 衛生的な生活維持と健康状態の報告・記録※1
 - 月1回以上の腸管出血性大腸菌検査を含めた検便の実施※2
 - 被服の適正な洗浄・消毒・管理
 - 施設の人員などの能力に余裕を持った献立の作成
 - 作業区域の区別を徹底した調理工程表の作成
 - 一日ごとの作業の分業化と衛生管理者・調理従事者間の事前打合せ
 - 原則、施設で調理した食品を喫食しない※3
- ※1 感染性疾患の症状がある場合は直ちに医療機関を受診し、調理に従事しないこと。手指などに化膿創がある場合も調理に従事しないこと。
- ※2 10月～3月は月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努め、ウイルスの保有が判明した場合は、検便検査で保有していないことが確認されるまで調理に従事しないこと。
- ※3 試食担当者を限定した場合や、健康管理記録・検便検査により調理従事者が体調不良者でないことが確認されている場合など、食中毒の原因究明に支障を来さないための措置が講じられている場合は、この限りでない。

責任者（施設長）

- 衛生管理者の指名
 - 納入業者の情報管理・指示
 - 衛生管理者による施設設備などの点検作業結果の確認・保管・改善対応
 - 改善不能な異常発生時の対応指示
 - 衛生管理者・調理従事者などの知識・技術の向上（研修参加、専門家からの定期的な指導・助言など）
 - 施設従事者の健康状態の確認
 - 調理従事者の健康状態記録の確認と調理従事可否の指示
 - 衛生管理者・調理従事者などの健康診断・検便検査の指示※1
 - 危機管理体制の整備と、園児・施設従事者の下痢・嘔吐の有症状者の調査・監視
- ※1 調理従事者などに、ノロウイルスにより発症した調理従事者と一緒に感染の原因と考えられる食事を喫食するなど、同一の感染機会があった可能性がある場合は、速やかに検便検査を実施すること。



■ 食物アレルギー・アナフィラキシーの対応

食物アレルギーは、アレルゲン（原因食品）を摂取したことに伴い皮膚（じん麻疹）、呼吸器（腹痛や嘔吐）、消化器（息苦しさ）などに生じるアレルギー症状のことです。

アナフィラキシーは、食物アレルギーが複数同時に、かつ急激に出現した状態を指します。

アナフィラキシーショックは、血圧が低下して意識レベルの低下や脱力を来すような場合で、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態のことです。

アレルゲン（原因食品）の種類

容器包装に表示義務 7品目	卵、乳、小麦粉、落花生、エビ、カニ、ソバ	
容器包装に表示推奨 21品目	魚介類	イクラ、サバ、サケ、イカ、アワビ
	肉類	鶏肉、牛肉、豚肉
	イモ・豆	ヤマイモ、大豆
	種実	クルミ、カシューナッツ、ゴマ、アーモンド
	果物	キウイフルーツ、バナナ、モモ、リンゴ、オレンジ
	その他	マツタケ、ゼラチン

- 安全の配慮を重視し、できるだけ単純化し、医師の指示に基づいた原因食品の「完全除去（成長が著しい園児の心身の健全な発育・発達の観点から、不必要な食物除去に注意）」又は保護者の申出による原因食品の「解除（全部又は一部）」の両極で、保護者と連携して対応します。
- 園児が初めて食べる食品は、家庭で安全に食べられることを確認してから、提供します。
- 食物アレルギーに関する最新の正しい知識を施設従事者が共有します。
- 施設従事者が認識を共有して組織的に対応し、誤食の主な発生要因となる人的エラーを防ぎます。

エピペン（アドレナリン自己注射薬）

〈使用時期〉緊急性の高い症状の時にできる限り早く（30分以内）
 〈使用者〉施設従事者（全員扱えるように）
 〈保管方法〉園児の手の届かない場所、すぐに取り出せる場所に保管（15～30℃の保存）

緊急性の高い症状	消化器の症状	・繰り返し吐き続ける ・持続する強いおなかの痛み
	呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・持続する強い咳込み ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
	全身の症状	・唇や爪が青白い ・脈が触れにくく不規則 ・意識がもうろうとしている ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

人的エラーの防止策（例）

- ・食器の色を変える
- ・食器と食器を覆う蓋に名前を書く
- ・アレルゲンを除去する詳細献立表で調理する
- ・除去食、代替食を二人以上で確認する
- ・アレルゲンを含む献立のおかわりを禁止する
- ・食器の洗浄を分ける
- ・給食衛生日誌で対応記録を確認する

生活管理指導表の活用の流れ

- ①アレルギー疾患を有する園児の把握
- ②保護者へ生活管理指導表の配付
【指定様式第2号の活用】
- ③医師による生活管理指導表の記入
- ④保護者との面談【標準様式第7号の活用】
（施設長、担任、調理員、栄養士などが参加）
- ⑤施設従事者による共通理解
- ⑥見直し（入園時、進級時）

■ 誤嚥の対応

- 園児の咀嚼・嚥下機能や食行動の発達、状況、喫食状況について、保護者から聞き取り、施設従事者間で共有し、食事の前に当日の健康状態と併せて確認する。
- 園児の表情が見える位置から与え、食事の様子を観察する。
- 口内に食べ物が残っていないか確認し、口に合った大きさ・量を園児の意志に合わせたタイミングで与え、水分も適切に摂らせる。
- 正しい姿勢で座って食べさせる。
- 食べることに集中させ、せかしたり、驚かせたりしない。
- 泣いたり、眠そうにしたりしているときは食べさせない。
- 食べ方に注意が必要な食品は、食事前に園児に説明する。
- 球状の食品は、給食や弁当での使用を避けることが望ましい。



給食や弁当での 使用を避けることが 望ましい食品	球状の食品	プチトマト、ブドウ、サクランボ、乾燥ナッツ類 乾燥豆類、球状チーズ、うずらの卵 飴類、ラムネ菓子、一口カップゼリー など
調理や切り方を 工夫する食品	弾力性がある食品	糸コンニャク類、ソーセージ、キノコ類、ミズナ
	繊維が固い食品	ワカメ、エビ、貝類 など
	飲み込みづらい食品	餅、白玉団子、ひき肉のそぼろ、ゆで卵、煮魚 など
	噛みちぎりにくい食品	イカ、板ノリ など
	固い果物	リンゴ、ナシ、カキ など
食べさせるとき 特に配慮が必要な食品	飲み込みづらい食品	餅、白玉団子、ごはん、パン類、イモ類、カステラ など

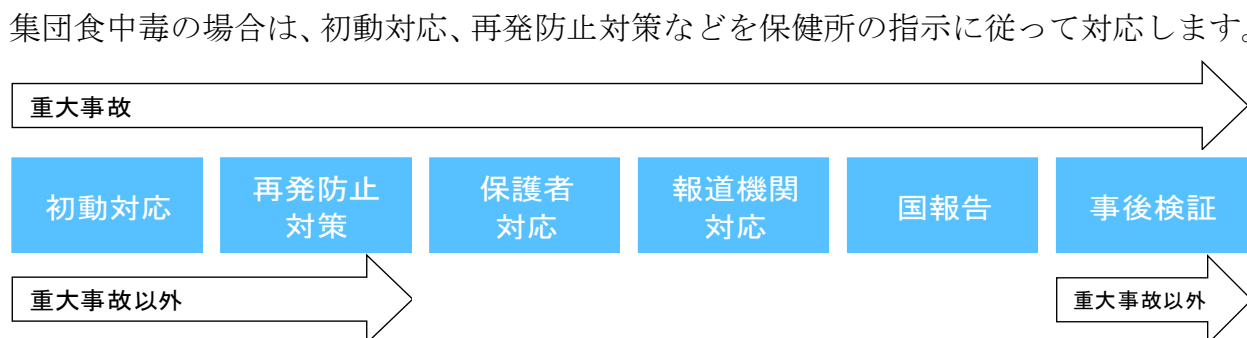
■ 食育のための調理活動時

- 食育のための調理活動は、調理過程の衛生管理、食物アレルギー・アナフィラキシーの対応、誤嚥の防止を踏まえて行います。
- アレルギー疾患を有する園児・保護者が、アレルゲンを触らない、吸い込まない、食べないための配慮をします。



第3章 事故発生時の対応

事故発生時の対応では、重大事故（死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等）の場合は、初動対応、再発防止対策、保護者対応、報道機関対応、国報告、事後検証の流れで行い、重大事故以外の場合は、初動対応、再発防止対策、事後検証の流れで行います。



1 重大事故の対応

重大事故の範囲

- 死亡事故
- 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等

	教育・保育施設の対応	渋川市の対応
初動対応	！ ①園児の生命と健康を最優先 ②現場保存 ○ 応急処置 ○ 救急処置（心肺蘇生、気道内異物除去、AED使用、エピペン使用など） ○ 救急要請（119番通報） ○ 事故状況の的確な把握 ○ 保護者への第一報（事故状況） ○ 渋川市への連絡 ○ 当事者以外の園児は別室に移動して、教育・保育を継続（事故対応と教育・保育実施の施設従事者を分ける） ○ 事故発生現場の現状保存（片付けや物の移動を行わない） ○ 臨時休園（全部又は一部）の検討	○ 渋川市ガイドラインに沿った対応を確認 ○ 教育・保育施設を訪問し事故現場の確認 ○ 教育・保育の継続の支障を確認 ○ 関係所属に連絡
再発防止対策	！ 迅速な対策実施 ○ 速やかに事故状況記録を作成（時系列に記録）して渋川市に提出 【標準様式第8号の活用】 ○ 事故の原因分析及び再発防止対策の実施	○ 事故現場の確認及び事故状況記録を踏まえて事実関係の精査 ○ 事故の原因分析及び再発防止対策の実施に対する助言・指導

	教育・保育施設の対応	洪川市の対応												
保護者 対応	！ 誠意のある丁寧な対応 ○ 保護者に対する詳細な事故状況の説明（説明会開催など）及び心のケア	○ 保護者対応の助言・指導												
報道 機関 対応	！ 個人情報の保護 ○ 当事者の個人情報に留意 ○ 報道機関への対応窓口一本化 ○ 誤解を生じさせない情報の発信	○ 報道機関対応に関する助言・指導												
国報告	○ 所定の報告書を作成して洪川市に提出【指定様式第1号の使用】 〈意識不明に関する要否の判断基準〉 <table border="1"> <tr> <th>原因</th><th colspan="2">要否</th></tr> <tr> <td>事故</td><td>必要</td><td></td></tr> <tr> <td>病気</td><td>不要</td><td>1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で国へ報告する</td></tr> <tr> <td>不明</td><td>必要</td><td>その原因が「事故」又は「病気」であることが判明した場合には、その旨を国へ追加報告する</td></tr> </table>	原因	要否		事故	必要		病気	不要	1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で国へ報告する	不明	必要	その原因が「事故」又は「病気」であることが判明した場合には、その旨を国へ追加報告する	○ 群馬県を通じて国に報告
原因	要否													
事故	必要													
病気	不要	1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で国へ報告する												
不明	必要	その原因が「事故」又は「病気」であることが判明した場合には、その旨を国へ追加報告する												
事後 検証	○ 洪川市が行う事後検証の協力	○ 重大事故の事後検証 （こども家庭庁等が令和5年12月14日に発出した「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」に基づき検証委員会を設置して検証を実施）												

2 重大事故以外の対応の流れ

	教育・保育施設の対応
初動対応	○ 応急処置、救急処置、救急要請 ○ 事故状況の的確な把握 ○ 保護者へ連絡
再発防止対策	○ 速やかに事故状況記録を作成（時系列に記録）【標準様式第8号の活用】 ○ 事故の原因分析及び再発防止対策の実施
市報告	○ 所定の報告書を作成して渋川市に提出【指定様式第1号の使用】 報告事案：施設外において迷子、置き去り、連れ去り等が発生した場合
事後検証	○ 重大事故以外の事故の事後検証 （こども家庭庁等が令和5年12月14日に発出した「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」を参考にして施設自らが検証を実施）

事故とヒヤリ・ハットの区別

事故

事故は、『思いがけず起こった悪い出来事』のことで、次のような場合です。

- 外傷のある場合（切り傷、打ち身、アザ、火傷など）
- 心身に異常が認められる場合（腹・胸の痛み、嘔吐、ぐったり、不自然な歩き方、骨折、突き指など）



標準様式第8号の活用

ヒヤリ・ハット

ヒヤリ・ハットは、『一瞬息をのむようなに至らず』のことで、次のような場合です。

- ズボンの丈が合っていないため、裾に引っかかって転びそうになった。
- ディスペンサーのセンサーが反応して消毒液が目には噴射されるところだった。



標準様式第2号の活用